

## プレジャーボートなどの漁港使用について

(平成19年度漁港施設使用許可申請手続きのご案内)

平成19年3月

プレジャーボートなどが漁港を使用する場合は、漁港所在地の市町村長の許可を受ける必要があります。

このご案内は、許可申請する際の「申請手続き及び使用に当たっての留意事項」などを取りまとめたものです。

なお、内容で不明な点がありましたら、漁港の所在する市役所・町村役場又は道庁漁港漁村課、最寄りの支庁水産課へお問い合わせください。

ルールとマナーを守って漁港を使用しましょう

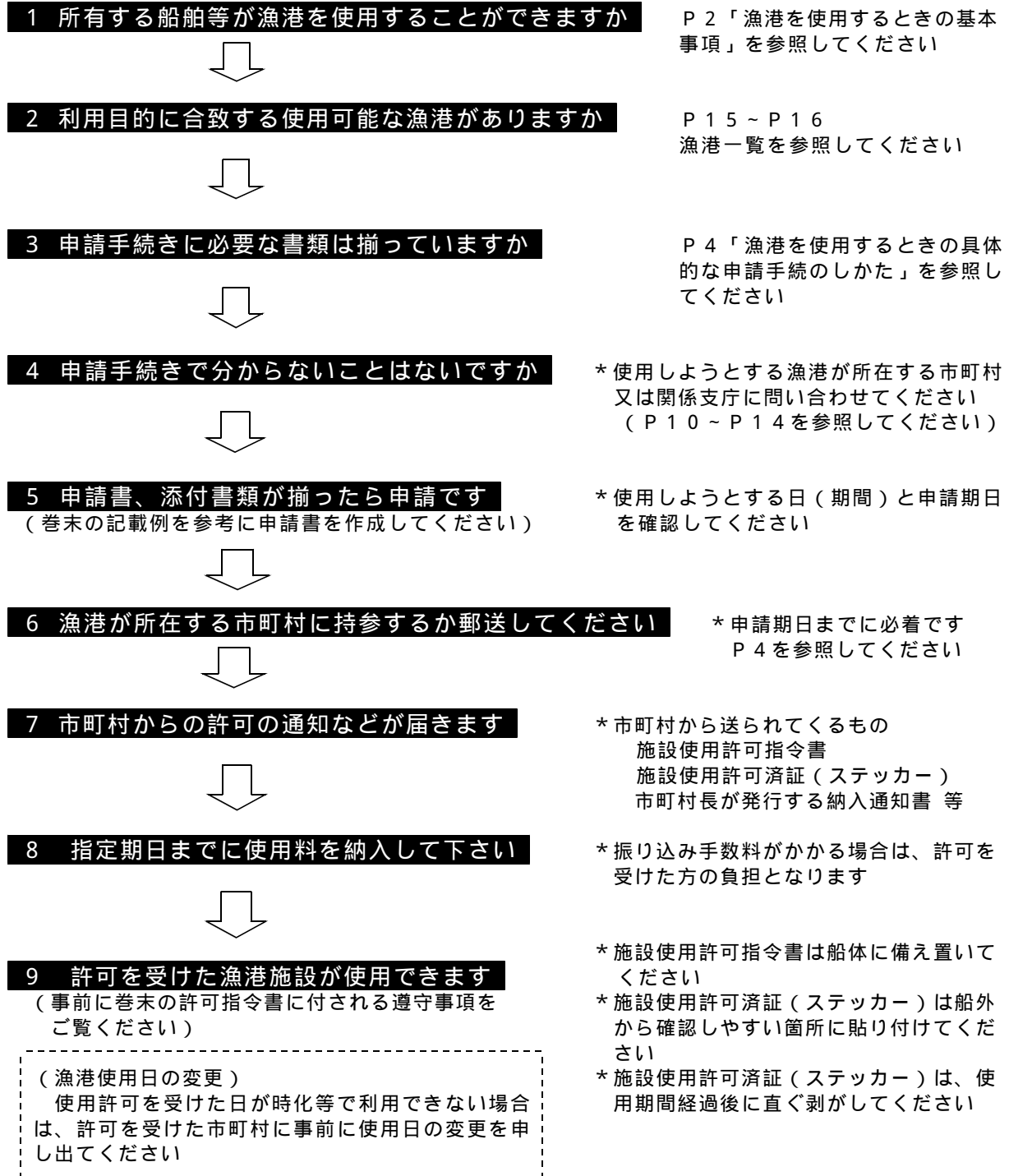
漁港管理者 北海道

## 目 次

1	申請手続きから許可を受け漁港を使用するまでの流れ	P 1
2	漁港を使用するときの基本事項	P 2
	漁港を使用できる船舶、できない船舶	
	使用できる漁港と使用できる漁港の施設	
	申請先は市町村、使用できる方法は短期間使用と長期間使用	
	使用料金と使用料の納入	P 3
	短期間使用の場合	
	長期間使用の場合	
	船舶保管施設用地を使用する場合	
3	漁港を使用するときの具体的な申請手続きのしかた	
	申請手続きに当たっての留意事項	P 4
	漁港の使用方法別の申請手続き	
	船揚場（斜路）を使用したいとき	P 5
	岸壁、防波堤などに長期間係留したいとき	P 5
	寄港による係留をしたいとき	P 6
	動力式のゴムボートを使用したいとき	P 6
	移動式クレーンによる使用をしたいとき	P 7
	* 巻末に「申請書の記載例」「施設使用許可指令書に記載されている遵守事項」を添付しています	
4	こんな時はどうすればいい Q & A	P 8 ~ P 9
	使用料金を算定する期間の考え方	
	許可を受けた日が時化で使えなくなったとき	
	船名が変わったとき・推進機関を変更したとき	
	許可期間内に船舟を変更したとき	
	漁港の使用をしなくなったとき	
	指令書（許可証）又はステッカー（許可済証）をなくしたとき	
	前納した使用料の還付を受けられる場合	
5	漁港を使用するときの注意、知っておきたいこと	P 9 ~ P 10
6	問い合わせ先	
	北海道庁及び支庁関係	P 11
	漁港の所在する市町村関係	P 12 ~ P 15
7	プレジャーボート等が使用できる漁港一覧表	P 16 ~ P 17
8	各種様式（申請に必要な添付書類）	P 18 ~ P 26
	指定（指示）施設使用許可申請書	
	船舟使用承諾書	
	船体管理人選任届	
	土地駐車場使用承諾書	
	船舟横付け施設使用承諾書	
	クレーン操作による船舟の上下架承諾証明書	
	船舟名・推進機関の種類・推進機関の馬力 変更届	
	甲種漁港施設使用中止届け	
	「ボートトレーラーで船揚場（斜路）を利用する場合に車両確認事項」	
9	漁港位置図（概略版）	
10	「申請書の記載例」及び「施設使用許可指令書に記載されている遵守事項」	

# 1 申請手続きから許可を受け漁港を使用するまでの流れ

船揚場（斜路）の使用の例で基本的な申請等の流れを示します。  
詳しくは次頁以降の「漁港を使用するときの基本事項」「漁港を使用するときの具体的な申請手続きのしかた」「漁港を使用するときの注意、知っておきたいこと」を参考にしてください。



## <ルールとマナーを守って楽しみましょう>

漁港は漁業者の仕事場です。迷惑になる行為や危険な航行などは止めましょう。

ゴミは責任を持って持ち帰り処分しましょう。

救命胴衣はあなたの生命を守ります。沖に出るときは必ず着用しましょう。

許可を受けずに施設を使用することは止めましょう。

## 2 漁港を使用するときの基本事項

### 漁港を使用できる船舶、できない船舶

許可を受け漁港を使用できる船舶

漁船以外の、許可の対象となる船舶は次のとおりです。

モーターボート

機関付ヨットなど

遊漁船

観光船

動力付きゴムボート (使用できる漁港は限られます。P16 ~ P17を参照してください)

工事用作業船 などです。

\* 船舶検査を受け、船舶検査証書及び船舶検査済票の交付を受けている船舶が対象です

漁港を使用できない船舶

水上オートバイ、手こぎボート等については、漁港内において防波堤等により漁船等の他の船舶から見え難く衝突の危険が伴うことなどから、原則として使用できません。

\* 水上オートバイ、手こぎボート以外の使用できない船舶

無動力ゴムボート

カヌー

シーカヤック

長さ3メートル未満のエンジン出力が1.5キロワット未満の小型船舶

### 使用できる漁港と施設

プレジャーボート等が使用できる漁港と期間は、P15 ~ P16の漁港一覧をご覧ください。

漁港によって使用できる施設などが違いますので、ご注意ください。

使用できる漁港施設は、

船揚場 岸壁 防波堤 船舶保管施設用地 などです。

\* プレジャーボート等が使用できる漁港施設は、北海道漁港管理条例により指定施設と指示施設に区分されています。

使用できる期間は指定施設・指示施設とも最長1年間です。

指示施設は年度内(4月~翌年3月)の使用期間となり、指定施設は最長1年間の使用期間で年度をまたいで使用することができます。

指示、指定施設とも申請手続きは同じです。

詳しくは、P9をご覧ください。

### 申請先は市町村、使用できる方法は短期間使用と長期間使用

申請先

プレジャーボート等の使用許可は漁港が所在する市町村が行っています。

申請の照会等については、P11 ~ P14の漁港の所在する市町村一覧を参考にしてください。

使用できる方法

使用料の区分から短期間使用と長期間使用に区分しています。

短期間使用

1日単位又は連続する7日間以内の使用をいいます。

主に、船揚場(斜路)・寄港による使用です。

長期間使用

短期間使用以外の使用をいいます。

主に、岸壁、防波堤などの使用です。

## 使用料金と使用料の納入

使用料は前納が基本です。

市町村が許可をした場合、施設使用許可指令書とともに納入通知書（市町村により名称、様式が異なります）などが発行されますので、必ず指定期日までに納入してください。

万一、指定期日経過後も納入されない場合は、新たな許可申請があっても許可されないことがあるのでご注意願います。

使用料は、申請書に記載された「使用期間」により算定されますので、正確に使用日時を記載してください。

短期間使用の場合      \*主に、船揚場（斜路）を使用する場合

1日船長1mあたり105円で計算される額になります

（参考）

（単位：円）

使用日数 \ 船長	5 m	6 m	7 m	8 m	9 m	10 m	11 m
1 日	525	630	735	840	945	1,050	1,155
2 日	1,050	1,260	1,470	1,680	1,890	2,100	2,310
3 日	1,575	1,890	2,205	2,520	2,835	3,150	3,465
4 日	2,100	2,520	2,940	3,360	3,780	4,200	4,620
5 日	2,625	3,150	3,675	4,200	4,725	5,250	5,775
6 日	3,150	3,780	4,410	5,040	5,670	6,300	6,930
7 日	3,675	4,410	5,145	5,880	6,615	7,350	8,085

\* 使用料金は「使用日数」と「船長」で算定しますが、船長のメートル未満の端数は、切り上げてメートル単位で計算されます。（例：6.3 m      7 m）

長期間使用の場合（指示施設の使用期間は、当該年度内です。）

区 分	1月未満	1月以上 3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 1年まで
船長1m あたり	800円	2,000円	3,400円	4,700円	5,200円

\* 料金は「 月以上 月未満」で区分されますが、期間の解釈の誤りから使用料金に誤解が生じるケースがありますので十分に注意してください。

期間の考え方については、P7の「Q & A」をご覧ください。

早見表

（単位：円）

使用期間 \ 船長	5 m	6 m	7 m	8 m	9 m	10 m	11 m
1月未満	4,000	4,800	5,600	6,400	7,200	8,000	8,800
1月以上3月未満	10,000	12,000	14,000	16,000	18,000	20,000	22,000
3月以上6月未満	17,000	20,400	23,800	27,200	30,600	34,000	37,400
6月以上9月未満	23,500	28,200	32,900	37,600	42,300	47,000	51,700
9月以上1年まで	26,000	31,200	36,400	41,600	46,800	52,000	57,200

船舶保管施設用地を使用する場合

一部の漁港では船舶の保管ができます。

保管隻数に上限がありますので留意してください。

使用料は、1日船長1mあたり5円25銭です。

使用期間と使用料金について不明な点がある場合は、使用を希望する漁港所在地の市役所・町村役場又は最寄りの支庁水産課にあらかじめ確認してください。

### 3 漁港を使用するときの具体的な申請手続きのしかた

#### 申請手続きに当たっての留意事項

1 通の申請書で申請できるのは、1 日単位と連続した期間の 2 通りです。  
 連続しない 1 日単位の申請は、それぞれの日について申請書が必要になります。

\* 下記、申請の例示 を参照してください

申請できる期間は、長期間使用の場合で 1 年までです。  
 指示施設については、年度内の使用期間となります。

市町村への申請の期日 \* 平成 19 年度から一部改正になっています

**改正**

1. 月の 1 日以降に使用を開始したい場合は、前月の 1 日から 15 日までの間に申請してください。
2. 月の 16 日以降に使用を開始したい場合は、前月の 16 日から末日までの間にも申請ができます。

(申請期間と使用期間のイメージ)

区 分		4 月	5 月	6 月
H 1 8	改正前	申請期間 1-15 処理期間等	1 日から末日までに使用開始	(使用期間は任意の日まで)
	改正後	申請期間 1-15 (追加) 申請期間 16-末日 処理期間等	1 日から末日までに使用開始 16 日から末日までに使用開始	(使用期間は任意の日まで)

\* この例示の申請期日が毎月繰り返されることとなります

\* 処理期間等は、市町村における書類審査、許可事務、発送業務等に要する期間です

15 日又は末日(申請期日)が閉庁日の場合は翌開庁日が期日になります  
 申請書は、これらの期日を過ぎると受理できませんので、ご注意ください

#### 申請の例示

ア 5 月 3 日から 5 月 5 日までの連続する 3 日間使用したい場合  
 イ 5 月 15 日から 5 月 17 日までの連続する 3 日間使用したい場合  
 ア、イ の事例は 4 月 1 日から 15 日までの間に申請してください

ア 5 月 16 日に使用したい場合  
 イ 5 月 16 日から 5 月 18 日までの連続する 3 日間使用したい場合  
 ウ 5 月 31 日から 6 月 6 日までの連続する 7 日間使用したい場合  
 ア、イ、ウ の事例は、2 通りの申請期日を選択することができます。  
 ・ 4 月 1 日から 15 日までの間に申請  
 ・ 4 月 16 日から 4 月 30 日(末日)までの間に申請

5 月 3 日から 5 月 5 日までの連続する 3 日間と 5 月 16 日を使用したい場合  
 3 日から 5 日までの分の申請書 1 部と 16 日分の申請書 1 部の計 2 部の申請書が必要になります。この場合の添付書類は、1 部となります。

## 漁港の使用方法別の申請手続き

### 船揚場（斜路）を使用したいとき

ボートトレーラーによる一般的な利用形態となっています。  
1日単位又は連続する7日間以内の日数（長期間使用することも可能です）

#### 【申請に必要な書類】

指定（指示）施設使用許可申請書（別紙様式-1）

巻末の記載例を参照してください

#### （添付書類）

- ・船舶検査証書の写し
- ・船舟全体を撮影した写真  
（船舶番号、船舶検査済票の番号又は漁船登録番号が確認できるもの）
- ・船舟使用者の海技免状又は小型船舶操縦免許証の写し
- ・「ボートトレーラーで船揚場（斜路）を利用する場合の車両確認事項」（添付様式）

その他、該当者が添付しなければならない書類

- ・申請者と船舟所有者が異なる場合は「船舟使用承諾書」（別紙様式-2）
- ・漁港付近に駐車場を確保した場合は「土地駐車場使用承諾書」（別紙様式-4）
- ・損害賠償保険に加入している場合は、保険証券の写し

漁港によって駐車場の確保が必要な場合がありますので、予め使用しようとする漁港が所在する市町村に問い合わせてください。

### 岸壁、防波堤などに係留したいとき

岸壁・防波堤などを使用する場合です。  
主に長期間の使用で、最長一年まで使用できます。

#### 【申請に必要な書類】

指定（指示）施設使用許可申請書（別紙様式-1）

巻末の記載例を参照してください

#### （添付書類）

- ・船舶検査証書の写し
- ・船舟全体を撮影した写真  
（船舶番号、船舶検査済票の番号又は漁船登録番号が確認できるもの）
- ・船舟使用者の海技免状又は小型船舶操縦免許証の写し

その他、該当者が添付しなければならない書類

- ・申請者と船舟所有者が異なる場合は「船舟使用承諾書」（別紙様式-2）
- ・申請しようとする者が、使用しようとする漁港の所在する市町村に住所又は居所を有していない場合は、時化等による係留船舟の安全を確保するため「船体管理人選任届」（別紙様式-3）  
なお、船体管理人は、使用しようとする漁港の所在する市町村に住所又は居所を有していなければなりません。
- ・複数の船舟を横付けにして使用することを条件としている漁港の許可申請は「船舟横付け施設使用承諾書」（別紙様式-5）
- ・遊漁船業の適正化に関する法律第3条の規定による遊漁船業者の登録を受けた者が申請する場合  
法第5条第2項による都道府県知事からの通知書の写し
- ・損害賠償保険に加入している場合は、保険証券の写し

#### \* 注意事項

岸壁、防波堤などの長期間使用を希望される方は、船揚場と重複して申請できません。

## 寄港による係留をしたいとき

寄港は、原則として、乗員の休憩、燃料、食糧などの物資の補給及び観光等を目的とした施設の使用とします。

使用可能な漁港に限られます（全道20漁港）ので、P15～P16の漁港一覧を参照して下さい。

施設の使用時間は原則として24時間以内とします。

なお、気象条件、船舟の故障、疾病など事情やむを得ない理由により使用時間を延長する場合は市町村に申し出て承認を受けてください。

申し出の日が祝休日で市町村の閉庁日の場合は、他の船舟の妨げにならないよう施設を使用し、直近の開庁日に市町村に事後報告してください。

### 【申請に必要な書類】

指定（指示）施設使用許可申請書（別紙様式-1）

巻末の記載例を参照してください

#### （添付書類）

- ・船舶検査証書の写し
- ・船舟全体を撮影した写真  
（船舶番号、船舶検査済票の番号又は漁船登録番号が確認できるもの）
- ・船舟使用者の海技免状又は小型船舶操縦免許証の写し

その他、該当者が添付する書類

- ・申請者と船舟所有者が異なる場合は「船舟使用承諾書」（別紙様式-2）
- ・損害賠償保険に加入している場合は、保険証券の写し

## 動力式ゴムボートを使用したいとき

他の船舟同様に使用することができますが、使用可能な漁港に限られます（全道で22漁港）ので、P15～P16の漁港一覧を参照してください。

なお、許可申請できる動力式ゴムボートは、船舶安全法第5条による船舶検査を受け、船舶検査証書及び船舶検査済証の交付を受けているゴムボートに限ります。

### \* 注意事項

漁船及び他の船舟からの視認性を高め事故を未然防止するため、海面から概ね2メートル以上の高さにオレンジ色の旗を掲げなければなりません。

### 【申請に必要な書類】

指定（指示）施設使用許可申請書（別紙様式-1）

巻末の記載例を参照してください

#### （添付書類）

- ・船舶検査証書の写し
- ・船舟全体を撮影した写真  
（船舶番号、船舶検査済票の番号又は漁船登録番号が確認できるもの）
- ・船舟使用者の海技免状又は小型船舶操縦免許証の写し

#### （次の書類の添付が必要な場合があります）

- ・船舟全体を撮影した写真及びオレンジ色の旗を掲げていることが確認できる写真  
ただし、船舟全体を撮影した写真で、船舶番号等及びオレンジ色の旗が確認できる場合は添付不要です。

その他、該当者が添付する書類

- ・申請者と船舟所有者が異なる場合は「船舟使用承諾書」（別紙様式-2）
- ・漁港付近に駐車場を確保した場合は「土地駐車場使用承諾書」（別紙様式-4）
- ・損害賠償保険に加入している場合は、保険証券の写し
- ・ボートトレーラーで船揚場（斜路）を使用する場合は、「ボートトレーラーで船揚場（斜路）を利用する場合の車両確認事項」（添付様式）



## 移動式クレーンによる使用をしたいとき

移動式クレーンにより上下架して使用できる漁港は限られます（全道で10漁港）ので、P15～P16の漁港一覧を参照してください。

なお、クレーンの資格を有している者が操作することが条件になります。

### 【申請に必要な書類】

指定（指示）施設使用許可申請書（別紙様式-1）

巻末の記載例を参照してください

#### 添付書類

- ・船舶検査証書の写し
- ・船舟全体を撮影した写真  
（船舶番号、船舶検査済票の番号又は漁船登録番号が確認できるもの）
- ・船舟使用者の海技免状又は小型船舶操縦免許証の写し
- ・クレーン操作する資格を有していることを証明する修了証又は免許証の写し及び玉掛け技能講習を終了していることを証明する修了証の写しのいずれか

申請者以外の者に申請者が依頼して上下架する場合の添付書類

- ・「クレーン操作による船舟の上下架承諾証明書」（別紙様式-6）
- ・クレーン操作する資格を有していることを証明する修了証又は免許証の写し
- ・玉掛け技能講習を終了していることを証明する修了証の写し

\* クレーン付のトラックを使用する場合、駐車場の確保が必要な場合がありますので、予め使用しようとする漁港が所在する市町村に問い合わせてください。

## 申請の留意事項など

### 添付書類が省略できる場合

（船に変更のない場合に限られます）

年度内の同一市町村への2回目以降の申請

申請先の市町村から既に許可を受けている場合で、2回目以降の申請が年度内である場合は、最初の申請に添付した全ての書類を省略することができます。

年度を越えて省略できる場合

対象は、船舟の写真のみですので、ご注意ください。

条件は、申請の日から過去1年間に許可を受けた実績のある市町村への申請で、船舶番号や船舶検査済票に変更がない場合に省略できます。

### 使用者の決定

使用許可にあたって、次の審査基準により使用者を決定します。

「漁港に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者」から申請があった場合は許可しません。

損害賠償保険に加入している者など、市町村長が認める正当な理由に該当する項目の多い者を優先に許可します。

使用許可隻数を上回る申請があった場合は、上記による許可をした後、抽選により使用者を決定します。

抽選は公開により行いますので、立会を希望される方は、抽選日等を申請先の市役所・町村役場にお問い合わせください。

## 4 こんな時はどうすればいい Q & A

### 使用料金を算定する期間の考え方

使用期間の区分が「1月未満」と「1月以上3月未満」の事例

Aさんは、B漁港の船揚場を使用するため、C町役場へ4月5日から5月4日までの使用期間で許可申請しました。  
Aさんの解釈では4月5日から5月4日までの使用期間なので、長さ4.15m(メートル未満の端数は切上げて5メートル)の船を使用するAさんは「1月未満」の料金(船長1メートルあたり800円)が適用され、使用料金は、800円×5m=4,000円になるものと解釈していました。

その後、Aさんに対してC町役場から、B漁港の施設使用許可指令書と漁港施設使用料の納入通知書の送付がありました。内容を確認したところ、納入通知書に記載されている使用料の金額が10,000円となっていたため、C町役場へ確認したところ、担当職員から次のような説明を受けました。

(C町役場担当者)『Aさんからの申請は、使用期間が4月5日から5月4日までの申請となっており、期間計算上、使用期間はちょうど1月となります。  
この場合、長期間の料金区分では「1月以上3月未満」の料金(船長1メートルあたり2,000円)が適用となり、Aさんの申請に基づく使用料金は、2,000円×5m=10,000円となります。』との回答を受けました。

\*「1月以上」と「1月未満」の違いに十分注意し申請してください。

### 許可を受けた日が時化で使えなくなったとき

使用日の変更承認を受けることができます。

許可を受けた日が時化等の気象条件により使用できないことが予想される場合、使用日の前日までの開庁日に許可を受けた市役所・町村役場に電話などにより、「使用日の変更承認」を申し出ることができます。  
申し出の際は、変更後の使用日も申し出てください。

\*「使用日の変更承認」にあたっての留意事項

許可を受けた市役所・町村役場の承認後でなければ使用することができません。  
事後の申し出については使用日の変更は承認できませんのでご注意ください。

(例) 許可を受けていた使用日(土曜日)を翌日の日曜日又は連続する祝祭日に変更しようとする場合は、市役所・町村役場が開庁している金曜日までに連絡をしなければ変更して使用することができません。(許可使用日の前日までの開庁日)

(例) 寄港の場合についても、原則、許可使用日の前日までの開庁日に連絡することとしますが、複数の漁港に寄港する場合は、使用日を確定できないことも想定されることから、変更予定日の前日(開庁日)までに、許可を受けた市町村へ連絡することとなります。

承認にあたっては、駐車場を別に確保していただく場合があります。

### 船名が変わったとき・推進機関を変更したとき

船名や推進機関の種類、馬力数を変更したときは、使用許可を受けた市役所・町村役場に速やかに届け出をしてください。

「船名、推進機関の種類、推進機関の馬力変更届」(別紙様式-7)

#### 許可期間内に船舟を変更したとき

新たに使用許可を受けてください。

#### 漁港を使用をしなくなったとき

自己の都合による船舟の廃船等により使用許可を受けた漁港施設を使用しなくなった場合は使用許可を受けた市役所・町村役場に速やかに届け出をしてください。

「甲種漁港施設使用中止届」(別紙様式-8)

ただし、自己都合の場合は使用料の還付対象にはなりません。

#### 指令書(許可証)又はステッカー(許可済証)をなくしたとき

亡失又は著しく損傷した場合は、使用許可を受けた市役所・町村役場に電話等により申し出て、再交付を受けてください。

#### 前納した使用料の還付を受けられる場合

1ヶ月以上の長期間の使用許可を受けた方で、許可を受けた年度内であって次の要件を満たす場合に限り、本人からの請求により1ヶ月単位で還付します。  
なお、1ヶ月未満は還付の対象になりませんのでご注意ください。

(還付の要件)

使用許可期間中に遭難等による船体の滅失や船体等の破損又は病気・怪我での入院等により、使用できなくなった場合  
上記について公的機関等が証明する書類を提出できる場合

(還付の手続)

還付の事務は、使用された漁港が所在する市町村を管轄する支庁が行います。  
詳細については支庁にお問い合わせください。

## 5 漁港を使用するときの注意、知っておきたいこと

#### 漁港を使用するときの留意事項

使用許可を受けた漁港施設の使用に当たり、施設使用許可指令書の裏面(巻末に添付しています)に記載されている遵守事項を含め、特に留意して頂きたい事項を掲載してあります。

使用許可を受けた施設以外の施設は使用できません。

港内航行速力や車両制限速度など、「維持運営計画」において指示された事項を遵守してください。

船体は常に自己の責任において適正に管理してください。

漁港付近に駐車場を確保した方は、必ず、各自で確保した駐車場に駐車し、漁港内及び漁港周辺での迷惑駐車はしないでください。

同乗者(遊漁船にあっては、利用者)の車両等の駐車場は、各自で必ず確保し、漁港内及び漁港周辺での迷惑駐車はしないでください。

台風等の荒天が予想されるときは、速やかに所有船の停けい泊状態を点検し他の船舶に影響を及ぼさないよう注意してください。

監視人、市町村職員、道職員などから安全上、使用上の指示があった場合は、従いましょう。

## 指定施設と指示施設について

### 指定施設

指定施設は、北海道公報により告示する施設です。  
新たに使用できる指定施設について、その都度北海道公報により告示します。  
また、告示内容に変更等が生じた場合も北海道公報により告示します。  
告示の内容等は、北海道のホームページにも掲載しています。

{ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/gkg/contents/gyoko/sub9.htm> }

{ プレジャーボート等が使用できる漁港一覧 (PDF ファイル方式) }

告示する内容は、  
・使用できる漁港名  
・使用できる施設  
・許可隻数 など 　　　　　　です。

### 指示施設

指示施設は、条例に基づき漁港毎に定める「漁港維持運営計画」( ) に使用できる漁港施設を定めています。

この計画は、沿海各支庁産業振興部水産課(室)で当該支庁管内分を、道庁水産林務部水産局漁港漁村課で全道分を閲覧できます。

また、プレジャーボートなどが使用できる漁港の所在する市役所・町村役場においても当該市町村分のみ閲覧することができます。

閲覧できる内容は、  
・使用できる施設  
・許可(使用)隻数  
・受入期間 など 　　　　　　です。

漁港施設の使用方法などを定めた  
もので、条例により漁港毎に毎年  
度定めることとなっています。

## 北海道のホームページなど

北海道のホームページに掲載しておりますので、是非ご覧下さい。

漁港漁村課のホームページ【プレジャーボートなどの漁港使用について】

{ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/gkg/contents/gyoko/sub9.htm> }

許可申請の手続きでご不明な点は、使用しようとする漁港が所在する市役所、町村役場又は管轄する各支庁にお問い合わせください。

次項6の「問い合わせ先」及びP11～P14の「漁港が所在する市町村一覧」をご覧ください。

## 6 問い合わせ先

### 北海道及び支庁関係

道庁水産林務部水産局漁港漁村課 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 電話 011-204-5475 (直通)	宗谷支庁産業振興部水産課 〒097-8558 稚内市末広4丁目2番27号 電話0162-33-2945 (直通)
石狩支庁産業振興部水産室 〒060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目 電話011-231-4111(内線34-663)	網走支庁産業振興部水産課 〒093-8585 網走市北7条西3丁目 電話0152-41-0657 (直通)
渡島支庁産業振興部水産課 〒041-8558 函館市美原4丁目6番16号 電話0138-47-9483 (直通)	胆振支庁産業振興部水産課 〒051-8558 室蘭市幸町9番11号 電話0143-24-9810 (直通)
檜山支庁産業振興部水産課 〒043-8558 檜山郡江差町字陣屋町336-3 電話0139-52-6554 (直通)	日高支庁産業振興部水産課 〒057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通56号 電話0146-22-9325 (直通)
後志支庁産業振興部水産課 〒044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 電話0136-23-1393 (直通)	十勝支庁産業振興部水産課 〒080-8588 帯広市東3条南3丁目 電話0155-26-9058 (直通)
空知支庁産業振興部林務課 〒068-8558 岩見沢市8条西5丁目 電話0126-23-2231(内線2547)	釧路支庁産業振興部水産課 〒085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号 電話0154-43-9212 (直通)
上川支庁産業振興部林務課 〒079-8610 旭川市永山6条19丁目 電話0166-46-5959 (直通)	根室支庁産業振興部水産課 〒087-8588 根室市常盤町3丁目28番地 電話0153-23-6852 (直通)
留萌支庁産業振興部水産課 〒077-8585 留萌市住之江町2丁目1番2号 電話0164-42-8472 (直通)	

## 指定（指示）施設使用許可申請書

平成 年 月 日

市町村長 様

〒  
申請者 住 所  
(ふりがな)  
氏 名

印

電話番号( ) -

次のとおり、指定（指示）施設を使用したいので、北海道漁港管理条例第13条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

漁 港 名	
船 舟 名	
船舟の長さ、幅員及び喫水、推進機関の種類及び馬力、船舟の材質並びに船舟の種類	
船舶番号、船舶検査済票の番号又は漁船登録番号等	
使用する漁港施設の名称	
使 用 の 目 的	
使 用 の 期 間	平成 年 月 日（午前（午後） 時）から 平成 年 月 日（午前（午後） 時）まで
船舟使用者の住所及び氏名	
船舟所有者の住所及び氏名 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	

- 注 1 申請者が法人にあっては、その名称及び代表者氏名を記載すること  
 2 船舟使用者と申請者が同一人の場合、船舟使用者の住所及び氏名欄の記載は不要  
 3 船舟所有者と申請者が同一人の場合、船舟所有者の住所及び氏名欄の記載は不要

## 船舟使用承諾書

平成 年 月 日

市町村長 様

船舟所有者 住 所  
氏 名

Ⓜ

私が所有している船舟を次のとおり使用することを、承諾したので証明します。  
記

使 用 者 (法人にあっては、その名称及 び代表者氏名)	住 所	
	氏 名	
使 用 期 間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで	
船 舟 名		
船舶番号、船舶 検査済票の番号 又は漁船登録番 号		

注 船舟所有者が法人にあっては、その名称及び代表者氏名を記載すること

## 船体管理人選任届

平成 年 月 日

市町村長 様

申請者 住 所  
氏 名 ⑩  
( 船舟名 )

船体管理人として、次の者を選任しましたので届け出ます。  
記

住 所	
氏 名	(法人にあっては、その名称、代表者の氏名) ⑩
電話番号	( ) -

- 注 1 申請者が法人にあっては、その名称及び代表者氏名を記載すること  
2 船体管理人は、使用希望する漁港の所在する市町村に住所又は居所を有する者であること



## 土地駐車場使用承諾書

平成 年 月 日

市町村長 様

土地所有者 住 所  
氏 名

印

私が所有している土地を駐車場として次のとおり使用することを、承諾したので証明します。  
記

土地使用者 (法人にあっては、その名称及 び代表者氏名)	住 所	
	氏 名	
使 用 期 間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで	
土 地 所 在 地		

注 土地所有者が法人にあっては、その名称及び代表者氏名を記載すること

## 船舟横付け施設使用承諾書

平成 年 月 日

市町村長 様

申請者 住 所  
氏 名

Ⓔ

私は、複数隻を横付けにして使用することを条件として漁船以外の船舟が使用できるとしている 漁港の指定施設又は指示施設の使用にあたって、その条件及び貴職の指示に従い使用することを承諾します。

なお、万一、使用にあたって第三者に損害等を与えても私の責任において処理し、貴職には一切請求いたしません。

注 申請者が法人にあつては、その名称及び代表者氏名を記載すること

## クレーン操作による船舟の上下架承諾証明書

平成 年 月 日

市町村長 様

クレーン操作者 住所  
氏名

⑩

私は、次のとおりクレーンの操作による船舟の上下架について、依頼を受け、それを承諾したので証明します。

### 記

依頼者 <small>(法人にあつては、その名称及び代表者氏名)</small>	住所	
	氏名	
依頼期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで	
船舟を上下架する 漁港名		
上下架する 船舟名		

注1 クレーン操作の依頼を受けた者が、法人の場合は、「クレーン操作者」の住所、氏名欄にその名称及び代表者氏名を記載するとともに、現にクレーンを操作する者の住所及び氏名を併記すること。

2 クレーンを操作する者がその資格を有していることを証明する修了証又は免許の写し及び玉掛け技能講習を修了していることを証明する修了証の写しを添付すること。

船 舟 名  
推進機関の種類 変更届  
推進機関の馬力

平成 年 月 日

市町村長 様

届出人 住 所  
氏 名

印

船 舟 名

次のとおり、推進機関の種類 を変更したので、北海道漁港管理条例施行規則第 1 3 条第 6 項  
推進機関の馬力  
の規定により届け出ます。

区 分	変 更 前	変 更 後
船 舟 名		
推進機関の種類		
推進機関の馬力		

注 届出人が法人にあっては、その名称及び代表者氏名を記載すること

## 甲種漁港施設使用中止届

平成 年 月 日

市町村長 様

届出人 住 所  
氏 名

印

次のとおり、甲種漁港施設の使用を中止したので、北海道漁港管理条例施行規則第13条第7項の規定により届け出ます。

漁港名及び使用した 甲種漁港施設の名称	
使用許可の期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
許可の年月日及び番号	平成 年 月 日 記号第 号指令
使用中止年月日	平成 年 月 日
備 考	

注 届出人が法人にあっては、その名称及び代表者氏名を記載すること

(添付様式)

「ボートトレーラーで船揚場(斜路)を利用する場合の車両確認事項」

使用する漁港  漁港		使用の期間 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
車両の種類	メーカー名・車種・色	車両登録番号
牽引車		
トレーラー		